

## 財産形成年金預金規定

### 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄特別制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預け入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

### 2. (預金の種類・とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日(以下これを「特定日」とします)。
- (2) 前条による預金は、1日の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1日ごとに年金元金計算日を満期日とする定期預金としてお預りします。
- (3) 特定において、預入日(継続したときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1日の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この定期の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

### 3. (分割・支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以後5年以上20年以内の期間にわたりて年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と定期預金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
  - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし、100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または定期預金(以下これを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。
  - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。
  - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下となる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続したときはその継続日)現在における店頭表示の預金利率表記欄の利率によって計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) 第6条第1項の規定により預金者がこの預金を解約する場合および第6条第4項の規定により当行がこの預金を解約する場合など、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合の利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について店頭表示の預金利率表記欄の期初解約利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は1円とします。

### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができます。第6条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一に該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、第3条による支払方法によらずに預金者が解約することはできません。
- (2) 預金者が前項の規定に従いこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して、このおきぎん銀行年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金の満期日を指定することはできません。
- (3) 当行は、前項の払戻しの手続にかえ、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 第1項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することができない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう団体または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合、共生者とは以下のAからEを指す。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に排撃されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関する、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、威嚇を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- ⑦ 上記4から6までの類似のものに該当する場合

### 7. (取引の制限)

(1) 当行は、預金者の情操および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種書類や資料の提出等を求めることができます。この場合において、預金者が、当該取引に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていなければないときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができます。

- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金・払戻し等の本規定にもとづく取扱いの全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出ください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金・払戻し等の本規定にもとづく取扱いの全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種書類や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取扱いの内容、預金者の希望内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁規制系法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取扱いの全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取扱いの制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁規制系法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項もとづく取扱いの制限を解除します。

## 8. (税額の追徴)

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について指定期の適用を受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について 5年間にわたり遅延して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を徴収します。ただし、預金者の死亡、重複譲りによる払出しの場合を除きます。

## 9. (退職等の支払等)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかる次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以降に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。

(1) 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

(2) 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

## 10. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

## 11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の印紙や印鑑を失ったとき、または印紙、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (2) 前項の印紙、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この契約の証または印紙を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 12. (印鑑紛失等)

払戻請求書、諸届などの他の書類に使用された印鑑を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

## 13. (盗取された契約の証による払戻し等) ※個人のお客様のみ

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、監査署にて被害届を提出していることその他の経緯にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされの場合、当該払戻しを預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知ができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかるず補てんするものとします。
 

ただし、当該払戻しを行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の印紙が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しを最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかるず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しを預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 契約の証の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に至りましたがこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
 

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権が消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

## 15. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

## 16. (保険事故時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもののとして、相殺することができます。
 

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺額は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証と当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は通常なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺額が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺額が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとしま

す。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外貨為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

**17. (成年後見人等の届出)**

(1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人・後見人につき、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、預金者につき任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。

(3) すでに預金者か補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも書面によって届けてください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも書面によって届けてください。

(5) 前4項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、生じた損害については、当行は責任を負いません。

**18. (非課税枠の適用除外)**

この預金利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

(1) 規定第1条1項による以外の預入があった場合。

(2) 定期預入が2年以上されなかった場合。

(3) 非課税預蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

**19. (規定の変更)**

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

(3) 前二項による変更是、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)